

下記のとおり、一般競争入札を行うので、札幌市契約規則（平成 4 年規則第 9 号）第 4 条の規定に基づいて告示します。

令和 5 年 2 月 3 日

札幌市長 秋 元 克 広

記

1 契約担当部局

〒060-0012 札幌市中央区北 12 条西 20 丁目 2 - 1
札幌市中央卸売市場水産棟 4 階
札幌市経済観光局中央卸売市場管理課管理係
電話：011-611 - 3111 FAX：011-611-3138
メールアドレス：shijo-nyusatsu@city.sapporo.jp

2 入札に付する事項

役務の名称

中央卸売市場資源リサイクル施設運転管理等業務

調達案件の仕様等

入札説明書による。

履行期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

履行場所

札幌市中央卸売市場（札幌市中央区北 12 条西 20 丁目）

入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加資格

地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

令和 4 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が大分類「一般サービス業」、中分類「建物設備等保守管理業」に登録されている市内企業であること。

次に示す有資格者を必要数以上配置することが可能であること。

ア クレーンの運転業務に係る特別教育修了者

イ 玉掛け技能講習受講修了者

ウ フォークリフトの運転業務に関わる特別教育受講修了者

エ 小型ボイラ特別教育受講者

オ 電気工事士（2 種以上）

カ 破砕・リサイクル施設技術管理士

キ その他業務を行う上で、他に必要と考えられる人員及び有資格者

札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。

会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始

の申立てがなされている者(手続開始の決定後の者は除く。)等、経営状態が著しく不健全な者でないこと。

事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合の構成員が構成員単独での入札参加を希望していないこと。

4 入札書の提出場所等

入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書を交付する場所及び問い合わせ場所
上記 1 に同じ。

入札書の受領期限

令和 5 年 2 月 22 日(水) 17 時 00 分(送付による場合は必着)

開札の日時及び場所

令和 5 年 2 月 24 日(金) 13 時 20 分

札幌市経済観光局中央卸売市場水産棟 4 階 入札室

(札幌市中央区北 12 条西 20 丁目 2 - 1)

入札書の提出方法

入札説明書による。

5 入札手続等

入札保証金 免除

契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、契約金額の 100 分の 10 に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知(納入通知書到達)の日の翌日から起算して 5 日後(5 日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日)までに、納付し、又は提供しなければならない。

なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第 25 条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除することがある。

入札の無効

本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関わる条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第 11 条各号及び札幌市競争入札参加者心得第 8 項各号の一に該当する入札は無効とする。

契約書作成の要否 要

落札者の決定方法

札幌市契約規則第 7 条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

詳細は入札説明書による。

労働社会保険諸法令遵守状況確認に関する特記事項

委託者（札幌市）は、役務契約について、適正な履行及び品質の確保を図る観点から、履行検査の一環として、業務対象施設に従事する労働者に関する労働社会保険諸法令の遵守状況の確認を行うことができるものとし、受託者は、委託者からの求めに基づき、下記のとおりこれに応ずるものとする。

記

1 労働者の労働環境に関する書面の提出

受託者は、次に掲げる書面を、委託者が指定する期日までに提出すること。

(1) 業務従事者名簿（様式1）及び業務従事者配置計画書（様式2）

業務対象施設に日常的に従事（常駐）する労働者（以下「労働者」という。）の把握とともに、労働者の配置計画及び社会保険加入義務を確認するため、「業務従事者名簿（様式1）」及び「業務従事者配置計画書（様式2）」を、業務の履行開始日の前日までに提出すること。また、労働者が変更となる場合には、その都度、業務従事者名簿を、変更後の労働者が従事する日の前日までに提出すること。

(2) 業務従事者健康診断受診等状況報告書（様式3）

労働者（上記(1)の「業務従事者名簿（様式1）」により報告のあった労働者）の健康診断受診等状況を確認するため、「業務従事者健康診断受診等状況報告書（様式3）」を、当該報告事項確定後から履行期間終了日までの間に提出すること。なお、複数年契約のものにあつては、履行期間内において、1年毎に1回当該書類を提出すること。

(3) 業務従事者支給賃金状況報告書（様式4）

労働者の支給賃金状況を確認するため、年1回、委託者が指定する期日までに、業務従事者支給賃金状況報告書（様式4）を提出すること。

2 労務管理に係る書類

次のいずれかに該当する場合にあつては、受託者は、上記1の書面のほか、契約約款第16条第2項の規定に基づき、受託者が保管する雇用契約書、賃金台帳、出勤簿その他の労務管理に係る書類を、委託者が指定する期日及び場所において、委託者が確認できる状態にすること。

(1) 低入札価格調査を実施して契約を締結したもの

(2) 上記1の書面での確認において疑義が生じたもの

※この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

業 務 従 事 者 名 簿（一般用）

（あて先）札 幌 市 長

住 所
受託者 商号又は名称
代表者氏名

印

次の業務において、業務対象施設に日常的に従事（常駐）する労働者の名簿を提出いたします。

業務名

氏 名 (雇用年月日)		年 齢	雇用契約上の所定労働時間等		社会保険の 加 入 状 況		備 考 (資格等)
1	(年 月 日雇用)		日： 時間	週： 時間	健康 保 険		
			※所定労働時間が法定（注）を超える場合の適用制度 （ 変形労働時間制 ・ 監視断続的労働 ）		雇 用 保 険		
2	(年 月 日雇用)		日： 時間	週： 時間	健康 保 険		
			※所定労働時間が法定（注）を超える場合の適用制度 （ 変形労働時間制 ・ 監視断続的労働 ）		雇 用 保 険		
3	(年 月 日雇用)		日： 時間	週： 時間	健康 保 険		
			※所定労働時間が法定（注）を超える場合の適用制度 （ 変形労働時間制 ・ 監視断続的労働 ）		雇 用 保 険		
4	(年 月 日雇用)		日： 時間	週： 時間	健康 保 険		
			※所定労働時間が法定（注）を超える場合の適用制度 （ 変形労働時間制 ・ 監視断続的労働 ）		雇 用 保 険		
5	(年 月 日雇用)		日： 時間	週： 時間	健康 保 険		
			※所定労働時間が法定（注）を超える場合の適用制度 （ 変形労働時間制 ・ 監視断続的労働 ）		雇 用 保 険		
6	(年 月 日雇用)		日： 時間	週： 時間	健康 保 険		
			※所定労働時間が法定（注）を超える場合の適用制度 （ 変形労働時間制 ・ 監視断続的労働 ）		雇 用 保 険		
7	(年 月 日雇用)		日： 時間	週： 時間	健康 保 険		
			※所定労働時間が法定（注）を超える場合の適用制度 （ 変形労働時間制 ・ 監視断続的労働 ）		雇 用 保 険		
8	(年 月 日雇用)		日： 時間	週： 時間	健康 保 険		
			※所定労働時間が法定（注）を超える場合の適用制度 （ 変形労働時間制 ・ 監視断続的労働 ）		雇 用 保 険		
9	(年 月 日雇用)		日： 時間	週： 時間	健康 保 険		
			※所定労働時間が法定（注）を超える場合の適用制度 （ 変形労働時間制 ・ 監視断続的労働 ）		雇 用 保 険		
10	(年 月 日雇用)		日： 時間	週： 時間	健康 保 険		
			※所定労働時間が法定（注）を超える場合の適用制度 （ 変形労働時間制 ・ 監視断続的労働 ）		雇 用 保 険		

（注）「法定」とは、労働基準法第32条に定める労働時間（原則として、一日につき8時間、一週間につき40時間）を意味する。

この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

業務従事者配置計画書

通常の業務日1日当たりの労働者の配置計画を報告します。



業務名

従事者No.	従事者区分 (A・B・C)	1日の労働時間等 (単位:時間)																								変形労働時間制	
		労働時間	休憩時間																								
	A・B・C																										
	A・B・C																										
	A・B・C																										
	A・B・C																										
	A・B・C																										
	A・B・C																										
	A・B・C																										
	A・B・C																										
	A・B・C																										
	A・B・C																										
	A・B・C																										
	A・B・C																										
		合 計																									
時間帯別従事者人数 (1時間単位で記載)		合計																									
A																											複数労働者でローテーションを組んでいる場合は、業務従事者名簿(様式1)により報告したすべての労働者について記載する必要があります。
B																											
C																											
合 計																											

この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

業務従事者健康診断受診等状況報告書（一般用）

(あて先) 札 幌 市 長

住 所

受託者 商号又は名称

代表者氏名

印

下記 1 の業務に日常的に従事（常駐）している労働者（「業務従事者名簿（様式 1－1）」により報告した労働者）の労働安全衛生法に基づく健康診断について、当該年度（昨年 4 月～本年 3 月）の受診状況を下記 2 のとおり報告いたします。

記

1 業 務 名

(※業務履行期間： 年 月 日～ 年 月 日)

2 健康診断受診状況

氏 名	社会保険の加入状況		健康診断受診状況	備 考
	健康保険	雇用保険		
1			・ 受診済み（ 年 月 日） ・ 受診予定（ 年 月頃） ・ 受診なし ※備考欄に理由を記載	
2			・ 受診済み（ 年 月 日） ・ 受診予定（ 年 月頃） ・ 受診なし ※備考欄に理由を記載	
3			・ 受診済み（ 年 月 日） ・ 受診予定（ 年 月頃） ・ 受診なし ※備考欄に理由を記載	
4			・ 受診済み（ 年 月 日） ・ 受診予定（ 年 月頃） ・ 受診なし ※備考欄に理由を記載	
5			・ 受診済み（ 年 月 日） ・ 受診予定（ 年 月頃） ・ 受診なし ※備考欄に理由を記載	
6			・ 受診済み（ 年 月 日） ・ 受診予定（ 年 月頃） ・ 受診なし ※備考欄に理由を記載	
7			・ 受診済み（ 年 月 日） ・ 受診予定（ 年 月頃） ・ 受診なし ※備考欄に理由を記載	
8			・ 受診済み（ 年 月 日） ・ 受診予定（ 年 月頃） ・ 受診なし ※備考欄に理由を記載	
9			・ 受診済み（ 年 月 日） ・ 受診予定（ 年 月頃） ・ 受診なし ※備考欄に理由を記載	
10			・ 受診済み（ 年 月 日） ・ 受診予定（ 年 月頃） ・ 受診なし ※備考欄に理由を記載	

業務従事者支給賃金状況報告書

業務従事者名簿で報告した労働者の 年 月に支給した支給賃金状況を次の表のとおり報告します。

商号又は名称

作成者

業務名

(連絡先

)

業務従事者		所定労働時間(実績)			1月の 所定 労働 日数	基本給形態 (金額)	月支給額内訳 (時給・日給は月額合計)				月支給 合計③ (①+②)	月～月末 までの 賞与等		社会保険 加入状況		備 考
No.	年齢	区分	日	週	月									雇用 保険	健康 保険	
※左記の時間が法定労働 時間を超えている場合 の手続等																
	ア 40歳未満	A				・変形労働時間制	月給・日給・時給	給与A ①	給与B ②	基本給	その他					
	イ 40歳以上 65歳未満	B														
	ウ 65歳以上	C														
	ア 40歳未満	A				・変形労働時間制	月給・日給・時給									
	イ 40歳以上 65歳未満	B														
	ウ 65歳以上	C														
	ア 40歳未満	A				・変形労働時間制	月給・日給・時給									
	イ 40歳以上 65歳未満	B														
	ウ 65歳以上	C														
	ア 40歳未満	A				・変形労働時間制	月給・日給・時給									
	イ 40歳以上 65歳未満	B														
	ウ 65歳以上	C														
	ア 40歳未満	A				・変形労働時間制	月給・日給・時給									
	イ 40歳以上 65歳未満	B														
	ウ 65歳以上	C														
	ア 40歳未満	A				・変形労働時間制	月給・日給・時給									
	イ 40歳以上 65歳未満	B														
	ウ 65歳以上	C														
	ア 40歳未満	A				・変形労働時間制	月給・日給・時給									
	イ 40歳以上 65歳未満	B														
	ウ 65歳以上	C														
	ア 40歳未満	A				・変形労働時間制	月給・日給・時給									
	イ 40歳以上 65歳未満	B														
	ウ 65歳以上	C														

この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

業務従事者			所定労働時間(実績)			1月の 所定 労働 日数	基本給形態 (金額)	月支給額内訳 (時給・日給は月額合計)			月支給 合計③ (①+②)	月～月末 までの 賞与等	社会保険 加入状況		備 考	
No.	年齢	区分	日	週	月			給与A ① 基本給 その他	給与B ② 通勤手当 精皆勤・家族手当	雇用 保険			健康 保険			
	ア 40歳未満 イ 40歳以上 65歳未満 ウ 65歳以上	A B C				※左記の時間が法定労働 時間を超えている場合 の手続 ・ 変形労働時間制 ・ 監視・断続的労働 ・ その他 ()	月給・日給・時給 () 円									
	ア 40歳未満 イ 40歳以上 65歳未満 ウ 65歳以上	A B C				・ 変形労働時間制 ・ 監視・断続的労働 ・ その他 ()	月給・日給・時給 () 円									
	ア 40歳未満 イ 40歳以上 65歳未満 ウ 65歳以上	A B C				・ 変形労働時間制 ・ 監視・断続的労働 ・ その他 ()	月給・日給・時給 () 円									
	ア 40歳未満 イ 40歳以上 65歳未満 ウ 65歳以上	A B C				・ 変形労働時間制 ・ 監視・断続的労働 ・ その他 ()	月給・日給・時給 () 円									
	ア 40歳未満 イ 40歳以上 65歳未満 ウ 65歳以上	A B C				・ 変形労働時間制 ・ 監視・断続的労働 ・ その他 ()	月給・日給・時給 () 円									
	ア 40歳未満 イ 40歳以上 65歳未満 ウ 65歳以上	A B C				・ 変形労働時間制 ・ 監視・断続的労働 ・ その他 ()	月給・日給・時給 () 円									
	ア 40歳未満 イ 40歳以上 65歳未満 ウ 65歳以上	A B C				・ 変形労働時間制 ・ 監視・断続的労働 ・ その他 ()	月給・日給・時給 () 円									
	ア 40歳未満 イ 40歳以上 65歳未満 ウ 65歳以上	A B C				・ 変形労働時間制 ・ 監視・断続的労働 ・ その他 ()	月給・日給・時給 () 円									
	ア 40歳未満 イ 40歳以上 65歳未満 ウ 65歳以上	A B C				・ 変形労働時間制 ・ 監視・断続的労働 ・ その他 ()	月給・日給・時給 () 円									
	ア 40歳未満 イ 40歳以上 65歳未満 ウ 65歳以上	A B C				・ 変形労働時間制 ・ 監視・断続的労働 ・ その他 ()	月給・日給・時給 () 円									
	ア 40歳未満 イ 40歳以上 65歳未満 ウ 65歳以上	A B C				・ 変形労働時間制 ・ 監視・断続的労働 ・ その他 ()	月給・日給・時給 () 円									
	ア 40歳未満 イ 40歳以上 65歳未満 ウ 65歳以上	A B C				・ 変形労働時間制 ・ 監視・断続的労働 ・ その他 ()	月給・日給・時給 () 円									
	ア 40歳未満 イ 40歳以上 65歳未満 ウ 65歳以上	A B C				・ 変形労働時間制 ・ 監視・断続的労働 ・ その他 ()	月給・日給・時給 () 円									
	ア 40歳未満 イ 40歳以上 65歳未満 ウ 65歳以上	A B C				・ 変形労働時間制 ・ 監視・断続的労働 ・ その他 ()	月給・日給・時給 () 円									
	ア 40歳未満 イ 40歳以上 65歳未満 ウ 65歳以上	A B C				・ 変形労働時間制 ・ 監視・断続的労働 ・ その他 ()	月給・日給・時給 () 円									
	ア 40歳未満 イ 40歳以上 65歳未満 ウ 65歳以上	A B C				・ 変形労働時間制 ・ 監視・断続的労働 ・ その他 ()	月給・日給・時給 () 円									